

議案第 17 号

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営住宅設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第210号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(住宅入居の手続) 第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 規則で定める請書を提出すること。 (2) 略 2 略 3～5 略 (家賃の納付) 第19条 市長は、入居者から第12条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは当該明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは、当該明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2～4 略	(住宅入居の手続) 第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 規則で定める<u>資格を有する連帯保証人1人以上の連署する</u>請書を提出すること。 (2) 略 2 略 3 市長は、<u>特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u> 4～6 略 (家賃の納付) 第19条 市長は、入居者から第12条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは当該明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは、当該明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2～4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。